○立命館アジア太平洋大学学長候補者選考規程

2019年10月25日

規程第1174号

（目的）

第１条　この規程は、学校法人立命館寄附行為施行細則第４条第２号の立命館アジア太平洋大学の学長を担当する副総長（以下「学長」という。）について、学校法人立命館寄附行為（以下「寄附行為」という。）第６条第４項に定める協議のため、立命館アジア太平洋大学より推薦する学長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考方法を定めることを目的とする。

（選考の時期および日程）

第２条　学長候補者の選考は、次の各号に定めるときに、総長の発議にもとづき行う。

(1)　学長の任期が満了するとき

(2)　学長が辞任したとき

(3)　その他の事由によって、学長が欠員になったとき

２　この規程にもとづき、次の各号に定める期日までに学長を決定するよう、学長候補者の選考を行う。

(1)　前項第１号の場合は、任期満了の30日前まで

(2)　前項第２号および第３号の場合は、欠員となった日から180日以内

（管理委員会）

第３条　学長候補者の選考の事務を管理するために、学長候補者選考管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

２　管理委員会は、次の各号に掲げる区分ごとに選出された委員（以下「管理委員」という。）をもって構成する。ただし、学長は管理委員になることはできない。

(1)　大学評議会において互選された教員　２人

(2)　事務局会議において互選された職員　１人

３　前項にかかわらず、次の各号に定める者は管理委員になることができない。

(1)　総長が学長候補者の選考を発議した日において、休職、休業、学外研究、長期欠勤もしくは停職の期間中である者

(2)　選考期間において、休職、休業、学外研究、長期欠勤もしくは停職により、大学で勤務をしない者または退職した者

４　次の各号に定める者は、管理委員の資格を失う。

(1)　選考委員会において学長候補者とされた者

(2)　休職、休業、学外研究、長期欠勤もしくは停職により、大学で勤務することができなくなった者または退職した者

5　管理委員会の設置後に管理委員に欠員が生じた場合、速やかに後任の管理委員を選出する。

6　前項における管理委員の選出は、第２項の定めによる。

7　管理委員会委員長は管理委員の互選により選出する。

（管理委員会の運営）

第４条　管理委員会委員長は、会議を招集し、その議長となり、管理委員会の業務を統括する。

2　管理委員会は、次の各号に定める事務を行う。

(1)　学長候補者選考日程の公示

(2)　第５条に定める選考委員会の委員選出の管理

(3)　第５条に定める選考委員会の委員の公示

(4)　第５条に定める選考委員会の開催

(5)　公聴会の開催の公示

(6)　その他学長候補者の選考に関する事務

3　前項に定める公示は、すべて日英二言語で行う。

4　管理委員および管理委員会に出席した者は、公示以外の委員会における議事、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報の内容を委員会の外部に漏らしてはならない。

5　管理委員会の事務局は全学企画オフィスが担当する。

（選考委員会）

第５条　学長候補者の選考を行うために、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2　選考委員会は、複数名の学長候補者を選考する。

3　選考委員会は、学長候補者を選考するにふさわしい見識と経験を有する委員により構成する。

4　選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに選出された者で構成する。ただし、学長は選考委員になることはできない。

(1)　寄附行為第８条第１項第３号ハによる理事から　１人

(2)　専任教員、特任講師および任期制教員（寄附行為第７条第１項第３号ハによる理事を除く。）から以下の選出区分に従って　８人

イ　アジア太平洋学部から　２人

ロ　国際経営学部から　２人

ハ　サステイナビリティ観光学部から　２人

ニ　言語教育センターから　１人

ホ　教育開発・学修支援センターから　１人

(3)　専任職員および特定職員（寄附行為第８条第１項第３号ハによる理事を除く。）から　４人

(4)　校友から　３人

(5)　立命館アジア太平洋大学の学生のうち、特命副学長およびサミットメンバーから1人

(6)　APU国内学生後援会役員のうち、会長、副会長、監事、運営委員およびアドバイザーから　1人

5　選考委員会の委員長は、前項第１号により選出される選考委員がこれにあたる。

6　第４項に定める選考委員の選出方法は、次の各号による。各号の選出方法は、実施要綱において定めることができる。

(1)　第４項第１号の選考委員は、寄附行為第８条第１項第３号ハによる理事の互選とする。

(2)　第４項第２号の選考委員は、学部においては教授会、センターにおいてはセンター会議における、第４項第２号に定める教員の互選とする。

(3)　第４項第３号の選考委員は、事務局会議において選出方法を決定する。

(4)　第４項第４号の選考委員は、校友会幹事会において選出方法を決定する。

(5)　第4項第5号の選考委員は、特命副学長およびサミットメンバーの協議により決定する。

(6)　第4項第6号の選考委員は、APU国内学生後援会の役員の協議により決定する。

7　第４項にかかわらず、次の各号の者は選考委員になることができない。

(1)　学長候補者選考の日程が公示された日において、休職、休業、学外研究、長期欠勤もしくは停職の期間中である者

(2)　選考期間において、休職、休業、学外研究、長期欠勤もしくは停職により、大学で勤務をしない者または退職している者

8　次の各号に定める者は、選考委員の資格を失う。

(1)　選考委員会において学長候補者とされた者

(2)　休職、休業、長期欠勤もしくは停職により、大学で勤務することができなくなった者または退職した者

(3)　特命副学長またはサミットメンバーの職を退任した者

(4)　APU国内学生後援会の役員を退任した者

9　選考委員会の設置後に選考委員に欠員が生じた場合は、第５条第６項にもとづき、補充を行う。

10　選考委員会の事務局は全学企画オフィスが担当する。

（選考委員会の運営）

第６条　選考委員会の委員長は、会議を招集し、その議長となり、選考委員会の業務を統括する。

2　選考委員会は、選考委員総数の３分の２以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3　選考委員会の議事は、出席する選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　前項の場合において、議長は選考委員として議決に加わることができない。

5　選考委員会は、選考委員、管理委員および必要な事務局以外の者が参加することはできない。

6　選考委員会は、学長候補者の選考にあたり、学生、教員および職員から意見を聴くため、個別に公聴会を実施しなければならない。

7　選考委員会は、次の事項を決定する。

(1)　学長候補者の選考基準

(2)　学長候補者の選考方法

(3)　公聴会の開催方法

(4)　学長候補者

(5)　その他学長候補者の選考に関する事項

8　前項第１号から第３号までについて決定を行ったときは、選考委員会の委員長はその決定内容を公表しなければならない。

9　第７項のほか、選考委員会は次の各号のことを行うことができる。

(1)　学長候補者選考に関連する調査、有識者等への意見聴取等

(2)　学長候補者の対象者に対する面談等

10　第７項第４号の決定にあたっては、選考委員会の委員長は事前に当該学長候補者の就任意思を確認しなければならない。

11　選考委員会の委員長は、毎回の選考委員会の内容を公表しなければならない。ただし、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報は除く。

12　選考委員会の運営および公表は、すべて日英二言語で行う。

13　選考委員および選考委員会に出席した者は、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報の内容を選考委員会の外部に漏らしてはならない。

（公示および公表）

第７条　この規程に定める公示および学長候補者選考に関する公表は、立命館アジア太平洋大学のウェブページを通じて行う。

（報告）

第８条　選考委員会は、決定した学長候補者について、氏名、推薦理由、年齢、学位、研究分野等および主な経歴を記載した推薦書を作成する。

２　選考委員会の委員長は、前項にもとづき作成した学長候補者の推薦書を添えて、総長に学長候補者を推薦する。

（再選考）

第９条　総長が理事長と協議したうえで、前条にもとづき推薦された学長候補者について、いずれも理事会に推薦しないと判断した場合は、学長候補者の再選考を行う。

２　再選考は、選考委員会が行う。

３　再選考にあたっては、第６条および第８条を準用する。ただし、公聴会の実施は必要としない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

この規程は、2019年10月25日から施行する。

附　則（2023年3月24日　サステイナビリティ観光学部の設置に伴う一部改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附　則(2025年1月24日　学校法人立命館寄附行為の変更および事務体制再編による

部課名称の変更に伴う一部改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附　則（2025年5月30日　学校法人立命館寄附行為の変更および選考委員区分、選考委員の選出方法、資格要件等の追加に伴う一部改正）

この規程は、2025年5月30日から施行し、2025年4月1日から適用する。